

改葬許可交付に係る手続

1 改葬申請とは

- (1) 死体・焼骨を改葬（他の場所へ移動させる）する場合は、改葬許可書が必要です。
- (2) 改葬申請は、死体・焼骨が存する市町村で申請する必要があります。

2 申請・許可の手順

- ① 改葬申請書の入手（遠方の方は、改葬申請書・記入要領等を郵送します。）
↓
- ② 改葬先を決定して、改葬先の受入証明を入手してください。
↓
- ③ 改葬申請書・添付書類を揃えて市に提出してください。（郵送可）
複数改葬される場合は、「別紙（複数改葬用）」を合わせて提出してください。
↓
- ④ 改葬許可書の送付（市から改葬許可書を郵送します。）
↓
- ⑤ 墓地等の改葬ができます。

3 申請書類と添付書類

(1) 「改葬許可申請書」

※ 複数の遺骨等を改葬される場合は、「別紙（複数改葬用）」と合わせてご使用ください。

※ 墓地管理者の証明

- ・ 死亡、埋葬の事実を確認できる者（寺院、管理組合など）の証明が必要です。申請書下段の「墓地管理者」の欄に記名・押印をいただくか、証明する書類を添付してください。
- ・ 上記確認ができる者がいない場合は、「死亡者の戸籍（除籍）謄本」を添付してください。

※ 申請者と墓地使用者（墓地・納骨堂の契約者等）が違う場合には、申請書の「墓地使用者」の欄に記名・押印をいただき承諾を得てください。

(2) 「現在の墓地の位置図」

- (3) 「改葬先の証明」 改葬先の墓地・納骨堂の受入証明の写しを添付してください。
- (4) 死亡者と申請者（又は使用者）の関係が分かる書類「戸籍（除籍）謄本」などを添付してください。
- (5) 複数の遺骨等を改葬される場合で、添付書類が共通に複数の遺骨を証明できるものは、複数枚提出する必要はありません。

お問い合わせ先

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

朝来市市民生活部 市民課

TEL 079-672-6120 FAX 079-672-1334